

【第7回】「遺言基礎講座」

水谷 秀志 陸自75

遺言は、日常用語では「ゆいごん」

法律用語では「いごん」と読みます。

今回は紙面の制約から遺言の基礎的な内容をお届けします。

1 遺言制度について

遺言は、死後の法律関係を定める遺言者の最終意思の表示で法律行為の一種となり、相手方の受領を必要としない単独行為となります。そして、遺言は表意者が死亡してはじめて効力が生じ、いくら受領者に有利であろうが不利であろうがその効力には変わりありません。

遺言による意思表示には、一定の方式が要求され方式不備の遺言は無効となりますので遺言の成立要件は厳格でなければなりません。

2 遺言能力と共同遺言

遺言は15歳から行えますが、日常生活に支障を来す事理の弁識が出来ない人は一定の条件が必要となります。また、ご夫婦で遺言内容が全く一緒であっても二人以上の者が同一の証書で遺言は出来ません。これは

共同遺言を許すと遺言の自由や撤回の自由が確保できないことが理由です。

3 遺言の方式

遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の普通方式と特別方式の遺言があります。

ここで、自衛隊の指揮官教育に是非取り入れなければならない特別方式遺言の死亡危急者遺言について説明します。これは、自衛隊が平素の教育訓練、そして国土防衛作戦で不幸にして部下または同僚が死の寸前に家族や両親に伝えたい大切な言葉を証人3名と筆記者1名が遺言内容を作成の方式に従って筆記した遺言書に証人3名が指印をすることにより法的に有効な遺言書になります。ただし、遺言者が6カ月以上生存した場合は遺言が無効となります。

4 自筆証書遺言について

自筆証書遺言は、遺言書の全文を自分で書かなければなりません。他人に書いて貰ったり、鉛筆の使用やタイブ打ち、点字は無効となります。

自筆証書遺言は、証人も立会人もいないため、日付の自書が必要となります。遺言は最新のものが有効となりますので日付は年月日まで正確に書かなくてはなりません。氏名は

遺言書を特定するもので戸籍上の氏名でなくとも通称、稚号、ペンネームそして、氏や名の一方で遺言者が誰かが特定できるものであればよいとされています。

押印は、遺言書の真正さを担保するものであり、わが国では、重要な文書については作成者が署名した上で押印することが慣行となっており、押印が要求される理由です。

自筆証書遺言の加除訂正は、遺言者がその場所を指定し、変更した旨を付記して署名し、その変更場所に印を押さなければ無効となります。

自筆証書遺言は、人知れず作成することから問題もあり、作成者の死亡で遺言書の存在が分からなくなったり、悪意を持った者が遺言書を自分に有利な内容に改ざんするなど危険があります。約38年ぶりに民法が改正され、自筆証書遺言を管轄の法務局で保管する制度ができましたので、詳しい手続きなどは次回に譲りたいと考えております。

5 公正証書遺言について

公正証書遺言は全国に300カ所ある公証役場に勤務する裁判官や検察官が公証人として関与することから方式不備などによる事後的紛争の心配のない制度です。また、遺言

書の原本が公証役場で厳格に保管されるので紛失や改ざんの恐れがありません。公正証書遺言は遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書を作成しますので、高齢者、目や耳の不自由な方、そして出張もしてくれませんが入院中の方には安心して安全な遺言書となります。

作成に当たっては、2名の証人が必要ですが承認が居ない場合には公証人に相談して下さい。

ここで気になるのが作成費用です。目安として遺産総額が5千万円以上1億円未満の場合は手数料として4万3千円プラス用紙代が1枚ごとに250円となり、遺産の計算は固定資産税評価証明書、預貯金通帳などを根拠とします。

6 秘密証書遺言

秘密証書遺言は、遺言者が遺言内容を秘密にして遺言書を作成したうえで封印し、公証人に関与させることを目的とした遺言で、ほとんど例を見ることのない遺言方法なので細部の説明は省略いたします。

回を改めて、遺言がなくて困った例、遺言をしておいたほうが良い人遺言のメリットなどをお伝えしたいと考えております。